

平成23年11月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 先本英雄

平成23年(平)第352号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年10月24日

判 決

山口県防府市

原 告 X /

山口県防府市

原 告 X 2

山口県防府市

原 告 X 3

原告ら訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

1 被告は、原告 X / に対し、金5万1822円及び内金5万1129円に対する平成23年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 X 2 に対し、金22万4742円及び内金21万6622円に対する平成23年3月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告 X 3 に対し、金96万4058円及び内金88万6385円に対する平成23年2月1日から支払済みまで年5分の割合による金員

を支払え。

- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求 主文同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 各原告は、それぞれ、貸金業者である訴外株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）と継続的金銭消費貸借契約を締結し、各契約に基づき、別紙各計算書のとおり、各計算書の「年」、「月」、「日」欄記載の年月日に、同「貸付金」及び「支払金」の各欄記載の金額について、継続的に借入と弁済を繰り返してきた（原告 X1 については別紙計算書1、原告 X2 については別紙計算書2、原告 X3 については別紙計算書3－1から3－4のとおり）。
- (2) 前記各取引を、利息制限法（行為当時のもの。以下同じ。）所定の利率により引き直して計算すると、各別紙計算書のとおりそれぞれ過払金が生じており、当該各過払金について、各原告は同額の損失を被り、ライフは法律上の原因なくしてこれを利得した。
- (3) ライフは、前項の各利得について、民法704条の悪意の受益者である。
- (4) 平成23年7月1日、被告がライフを吸収合併し、ライフの権利義務を承継した。
- (5) よって、各原告は、被告に対し、次の各金員の支払を求める。

ア 原告 X1 (別紙計算書1のとおり)

(ア) 民法703条の不当利得返還請求権に基づく、別紙計算書1の取引によって生じた過払金5万1129円

(イ) 民法704条前段に基づく、前項の過払金に対する平成23年5月

20日までに生じた利息693円及び同日の翌日から支払済みまで年5分の割合による利息

イ 原告 X2 (別紙計算書2のとおり)

(ア) 民法703条の不当利得返還請求権に基づく、別紙計算書2の取引によって生じた過払金21万6622円

(イ) 民法704条前段に基づく、前項の過払金に対する平成23年3月17日までに生じた利息8120円及び同日の翌日から支払済みまで年5分の割合による利息

ウ 原告 X3 (別紙計算書3-1から3-4のとおり)

(ア) 民法703条の不当利得返還請求権に基づく、別紙計算書3-1から3-4の各取引によって生じた各過払金合計88万6385円

(イ) 民法704条前段に基づく、前項の各過払金に対する平成23年1月31日までに生じた各利息合計7万7673円及び同日の翌日から支払済みまで年5分の割合による利息

2 被告の反論等の要旨

(1) 被告は、民法704条の悪意の受益者には該当しない。

被告は、貸金業法（行為当時のもの。以下同じ。）43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があった。

(2) 仮に被告が悪意の受益者であったとしても、民法704条に基づく利息発生の起算日は、訴状送達の日の翌日とされるべきである。

第3 裁判所の判断

1 甲1から甲3及び弁論の全趣旨によると、前記「請求原因の要旨」(1)記載の各取引がなされたことが認められる（各別紙計算書の「年」はいずれも平成の元号年と認められる。）。

また、同各取引は、いずれも借入金債務につき利息制限法1条所定の制限を

超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、特段の事情がない限り、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ同過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいると解される基本契約に基づくものと推認される。

2 貸金業者が制限超過利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される。

本件では、被告は、貸金業法43条1項の適用があること及び制限超過利息を受領した各時点における貸金業法43条1項の適用があるとの認識の存在について何ら立証をしておらず、前記特段の事情を論ずる余地はないから、被告が前記悪意の受益者であるとの推定を覆すことはできない。

3 金銭消費貸借の借主が利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生のときから同条前段所定の利息を支払わなければならない。前記各取引についてもこれが妥当することは、最高裁の判例に照らし明らかである。

第4まとめ

以上の認定説示を前提にすると、原告らの請求はいずれも理由がある。

なお、仮執行免脱宣言の申立ては相当でないから却下する。

防府簡易裁判所

裁 判 官 西 岡 雅 和

これは正本である。

平成23年11月14日

防府簡易裁判所

裁判所書記官 先本英雄

